

官たりしと同時に國務院に入りてはし承諾を請求す」とあるに見るも日
 國務を行ひ命令等に副署の責任あり
 しも今次の約法に於ては全然之を根
 底より改正し去りたり、即ち新約法
 は其の第三十九條に「行政は大總統
 之を贊襄せしむ」と規定し、大總
 統のみがその主體となり、國務卿と
 雖も單に之を贊襄する事とされる次
 第にして、各部の總長は單に法律命
 令に依り各省主管する行政事務を執
 行するに止まれり故に彼等は「一事
 務官と化し去れり」次第なり、且つ又
 國務卿及び各部總長違法行為ある
 時は新たに置かれたる憲政廳の糾
 弾及び平政院の審理を受くる事とな
 れり、

第六章 臨時約法に於ては司法官
 は司法總長之を任命すことありしも新
 約法に於ては司法は大總統の任命せる法
 官を以て法院を組織し之を行ふ、法
 院の編制及び法官の資格は法律を以
 て之を定むことあり、又又臨時約法
 は法官の獨立審判は上級官廳の干渉
 を受けずとありしも新約法に於ては
 あり、別段の變化にあらず
 第七章 參政院は新設のものなり、
 これは日本の樞密院の如く大總統の
 最高顧問たるべきものに於て現在
 の政治會議及び政治會議の議員を包
 含せしむることあるが其の職務は
 即ち新約法第四十九條に「參政院は
 大總統の諮詢に應じ重要政務を審議
 す」と規定したり、又又立法院の成
 立せざる以前に之に代るご附則第六
 十七條に規定し居れり
 第八章 會計計し居れり
 第五十條より第五十八條に至る而し
 て審計院の設立は其の主要なるもの
 にして其の職務は「國家歳出入の
 決算は毎年審計院の審定を経たる後
 大總統に由り報告書を立法院に提出
 せる臨時約法を根底より變更せしめ

たり、革命以上、革命して約法の精
 神を變更したりしかり、之れ争ふべ
 からざる事なり、而して我等は
 の是非曲直を論せず、たゞそれ大
 總統が此の約法に何等大總統の選舉
 に関する規定を公布しざらざる以上
 之の儘之を公布しざらざる以上、
 デイクテーターなるを示して餘りあ
 るを見る、
 今日以後に於ては袁大總統が此の
 約法によりて與へられたる異常なる
 權限の上に天下を私しせざるの道
 を取るべし、若し袁大總統の天の
 徳を保たれがたきを思はしむるなり
 袁總統は今後如何に此の權限を得
 て行動せんとするか、果して國家永
 遠の策を立て袁氏一身の在否に論
 ず國家を泰山の安きに置くの道をし
 遺得べきや否やは即ち最も注目し
 應る點なりとなす
 此の約法は單に憲法制定迄の暫行
 的の性質のものにして憲法起草委員
 會の成立、憲法の制定等を経て始め
 て永遠的の制度を生ずる次第なり、
 而して袁總統は此の新憲法に關して
 如何の主義を有するかこれ更に大
 切なる問題なり
 我等は支那が國家としての存在
 支那が平和なる商業地たる事を必
 要ならざるものなり、而して之れ
 が爲めには政治上の基礎の鞏固なる
 事、要にして、之のこれを得るは個
 人の在否によりて下せらるるが如き
 制度に基くは能はざるを知るものなり
 我等が袁總統及び支那の有識者の一
 願を求むる所以のもの實に此に存す

法公布と共に久しく出現の報を傳
 へられ居たりし前清の軍機大臣徐世
 昌は愈袁世凱の下に總統内閣制、最初
 の國務卿として就任し、所謂内閣制
 も政事堂を組織したり、
 徐世昌は袁氏を中心とする舊官僚
 派の頭目なり、故に責任内閣制を
 巡撫唐紹儀を隨へて赴任し居るも
 二年袁世凱の失脚に連れて同四十二
 年二月郵傳部尚書に移され七月津浦
 鐵路督辦を兼ね同四十二年二月協辦
 大臣の散官に封せられしが同年七
 月の山には集野を擧げたり多の期待
 と注意を集中せしめ、然り而して
 徐世昌は彼が昔々前清時代の顯官大
 政治家（他は皆官臭を帯ぶ）なるを
 除きたるも徐内閣としては當然の
 史のみなるも徐内閣としては當然の
 結果國務卿の下に在りて之を輔佐す
 る左右丞の設置は一大特色にして之
 しは愈徐世昌式を發揮せるものと配
 ふべし、徐内閣員たる陸軍の段祺瑞
 海軍の劉冠雄内務の朱啓鈐、農商の
 張謇、外交の孫寶琦、及び財政の
 張謇、外交の孫寶琦、及び財政の
 （當時は交通）周自齊等は皆つて本誌
 第三十二號に於て「能内閣と其關係」
 なる題下に述べたるを以て茲に是れ
 後新に開闢に列せる國務卿の徐世昌
 と司法の章宗祥と交通の梁敦彥及び
 教育の湯化龍及び政事堂の左右丞楊
 士琦と錢能訓等に就き簡單に其の經
 歴を述べん
 ▲徐世昌 直隸天津の人、字
 は菊人、今年五十八歳の中老、儒家
 の出身學能文弱冠交を襲ひ袁世凱氏
 の父交山東巡撫袁三任保に寄食
 し袁世凱と親交を訂す拳匪亂の後袁
 世凱に推舉せられて明治三十六年九
 月商部右丞に任じ累進して兵部侍郎
 民政部尚書となり同三十九年十二月
 貝子載振に從ひて滿洲に赴き日露支
 三國新接壤の形勢を具に視察して北
 京に復命し同四十四年四月東三省總督
 兼奉天將軍欽差大臣に任せられ五月
 巡撫唐紹儀を隨へて赴任し居るも
 二年袁世凱の失脚に連れて同四十二
 年二月郵傳部尚書に移され七月津浦
 鐵路督辦を兼ね同四十二年二月協辦
 大臣の散官に封せられしが同年七
 月の山には集野を擧げたり多の期待
 と注意を集中せしめ、然り而して
 徐世昌は彼が昔々前清時代の顯官大
 政治家（他は皆官臭を帯ぶ）なるを
 除きたるも徐内閣としては當然の
 史のみなるも徐内閣としては當然の
 結果國務卿の下に在りて之を輔佐す
 る左右丞の設置は一大特色にして之
 しは愈徐世昌式を發揮せるものと配
 ふべし、徐内閣員たる陸軍の段祺瑞
 海軍の劉冠雄内務の朱啓鈐、農商の
 張謇、外交の孫寶琦、及び財政の
 張謇、外交の孫寶琦、及び財政の

勢及諸制度を破壊し盡すや袁は
 茲に彼を迎へて當時紛争を極めし安
 微廣東東兩派の争を調和せしめて陸に
 廣東東派を抑壓し遂に國務卿として陸に
 たるなり、彼れ學問の素あり為人温
 厚にして政治の閑應に富む、操守と
 堅忍の志とに乏し、革亂勃發當時に
 於ける事迹は最も之を証す、故に彼
 は只の欲す所に從ひて施設し以て
 北方勢力を堅くする以上國務卿として
 より以上期待せぬがよがるべし
 ▲梁敦彥 廣東の人字松生米
 國留學出身なり、始め時の湖廣總督
 張之洞の文案通譯官と爲り光緒二十
 後二二特別急行 後五〇常州行 無編 前二二急行
 前六〇常州行 後五〇常州行 無編 前二二急行

上海出帆 漢口

每週木夜半浦東棧橋ヨリ發
 每週土夜半郵船棧橋ヨリ發

上海支店
 電話 輸出宿直 四七五
 輸入庶務 三二四六
 船客 一三五六

浦東棧橋 四七四
 監督 一八七四
 電話 內 一八七四

漢口宜昌線 一ヶ月六回
 漢口湘潭線 一週二回
 漢口常德線 一週一回
 九江南昌線 一月三回

本店 東京市銀座通二丁目七番地
 大倉益昌碼頭浦東事務所 (電話三〇七九)

上海九江路第拾八號
 株式會社 大倉組 上海支店
 電話 輸出石炭 二八〇六
 輸入會計 二八八六
 支店長室 三〇一四

支店及出張所 大阪 橫濱 橫須
 賀 神戸 吳 門司 佐世保 舞
 鶴 沼津 京 臺北 臺中、打
 狗 天津 漢口 上海 大連、
 北京 倫敦 紐育 漢堡 濠州

事業を擧ぐるの容易なるを思ひ、國人が少年時代より孔孟の教を學ぶに拘り、その教を實行するものなきに類みて、誠に遺憾なきを得ざるなり云々

我等は此兩演説によりて孔孟の教の日本に移りて日本固有の教と美化し其真髓の反りて日本に在りて支那に在らざるを今更らるる如く感ぜざるを得ざるあり、而して殊に我等は戦國の時列名の學、縱橫の策等あり何れも建國治邦の要素を論じたるに在り、孔子が大義名分を正して周禮を無窮からしめんが爲め、盛んに人道を説きたる其努力の畢竟、國民の心得或は政治綱領に外ならざるを、追想し日本國體と吻合するの故なきを思はざるを得ざるなり、然りして我等は沈仲禮氏の所言の如く孔孟の教が國內に宅も實行せられ居らざるの現狀に鑑み其之を致せし所以を探究せざるを得ざるなり

支那は、由來、尤大なる國なり、尤大なるが故に之を統一するに難あり、を免れず此至難あるが故に歷代帝王は成るべく大體を捉へて統一を圖らんことを力め所謂大治めすして治むるの主義を以て終始せざるべからざる羽目に陥りたり、此寬大主義は自然支那社會各地不同をして實利主義を尊重せし正義の念を薄弱ならしめ、所有る惡徳を醸生せしむ、此社會的缺陷あるが故に折角努力せたり孔孟の教も實行せられざるに至りたり孔孟の教の頹廢せる又故なきにあらざるべし

尙ほ我等は如上所論の外に會つて白鳥博士が支那に關し東洋協會雜誌に登載せる著論の一節を引用し孔孟の教の支那に實行せられざる所以の只に國大なるが爲めのみならず、細細亞南北民族の競争にも起因せるものあり

あるを思はざるを得ざるあり、即ち博士は曰く、
亞細亞は北方民族と南方民族の争ひの歴史が、大綱なり、即ち南方民族は文明を有するも武力に於て劣れり文明を有するも北方民族が文明を有せる有る南方民族を壓服せるが爲め、抑れば北方民族を支配せざるを得ざる、北方固有の勇を失すと同時に南方の文明は野蠻人に支配せられたる爲め、文明の長處を阻害せられたるなり云々

我等は白鳥博士の此著論に基き進んで支那の將來に説き及ぼすの必要あるを認めたるに就き更に一言すべし、今や世界は交通機關發達の爲め何處の國とも接觸し易くなれるを以て支那大國を支配する力も之に伴ふて昔日の閉關時代と同日に語るべからざる時勢とされ、隨つて白鳥博士の所謂北方民族の競争によりて荒らされたる支那固有の文明は從來の北方民族の野蠻人に引込られ、歐米民族の文明人に接觸するを得たる次第なり、我等は此意味に於て支那國土の大なる野蠻人に接せし從來の弊害は之より掃蕩され支那人心の一新され得ざるにあらざるを思ふべからざるなり、我等は今外人として來遊せる濫譯者の爲せる孔孟の教に關する演説が適々沈仲禮氏をして今更らるる如く意識せしめたるに在り、會得せしめて反りて外に會得せるもの多し、解すべく將來の支那も亦之と同意味に於て外國文明に接觸する度多きに従ひ能く外來思想を吸収し支那固有の文明の發揮して光大するの時機あるを切に希望せざるを得ざるなり

徐出蘆の原因
▲自ら惹起するの謂か▲
十章六十八條より成れる所謂新約法は總統法なり裝飾品なりと評するの外なく今更らるる其修改の可否を云ふするの要なきに國務卿に任せられたる徐世昌の出産原因に對する去三日電報の文句に就き一言なきを得ざるなり即ち曰く

徐君に接近するもの余に語りて曰く、徐今回の出産は其老友河南人某なるもの、勸駕最も力を得たり、即ち趙秉鈞逝つてより、清皇室と民國の關係は兎角疎遠勝なるを免れず、清皇室の深仁德澤は今尙ほ人心に銘し、一旦之を利用し、事を起すものあらば民國の命運測るも、からず且つ清室を危殆に陥るものなり公出で、民國を維持し清室を保護せよ云々、是れ當局者の今尙ほ清室の遺老あるを忘れざる實證なりと評せるなり

の遺老あるを忘れざる實證なりとの評語に就きて之を揣摩するに、這は或は彼等の自ら惹起せんとする底意に基き、ものにあらざるかを疑はざるを得ざるなり、看し大總統たる袁君自身に於て常に自ら惹起するの態度に陥り居るにあらざるや、詳し云へば民國成立前後より下せる凡ゆる袁君の見言總統令、布告、咨文等の文字に見るも一として袁君自己の立場を辯解するの謂則ち自己を惹起せんとするの謂ならざるはなしと見らるるに、あらずや

如上電文解釋の何れを取るも之によりて我等は大本に基きざる言行動は歸する所自ら惹起するの謂を自ら證明するに止まりて何等の權威を與ゆるものにあらずとせざるを得ざるなり、而して我等は自ら惹起するの語を以て終始せざるべからざる羽目に陥れる袁君徐君を始め其他清朝遺老の苦心の在る所を憐れざるを得ざるなり、而して同時に我等は今更らるるに、此中國革命し共和成立せりとの點に於て殊に其權威なきを意識せざるを得ざるなり

近時の政界、徐世昌の國務卿に就任後、一に於て我等に奇異の感觸と注意を喚起せしめし二問題あり、即ち一は黨禁の半解除にして、二は滿蒙殊に滿人の起用是なり、知らず惡魔の權化と稱せらるる、袁政府は何の爲せる所ありて此の殊勝らしき舉を感ぜざるか

▲黨禁の半解除 月の三日袁氏は一道の大總統令を發して曰く去年七月の變、江西南亂を平服安徽東粵に繼ぎ、該亂黨は犠牲を爲し但權利を争ひ危殆を顧みず其利の處心をもくもは全國を犠牲に同胞を殺せんとすも惜む所にあらず、政府は救國救民を爲す爲に己を得ず兵を用ひて征討し五回にして次第に穩定するを得たり、地方安謐の德に人民の深きを道謝すれば、今猶ほ懲戒に堪へず、所有る首謀諸亂黨及び行爲極惡の徒は罪惡昭著に國家の公敵なり、情法兩ながら容るべきなし、其餘附亂の人は或は事後に追悔するものなり故に脅從問治の義を以て免し其自喜の情に任せて寛に從ひて免して自新にせしむ、併て各地方官は彼等を各各に同へし業に安んぜしめ各該亂黨を以て根究極速に進まず惟り同省の後備は仍ほ犯法亂黨とせば黨禁を撤去し且つ違法に從ふ如き事あらば寛ふせざるのみならず懲罰して永く再び赦さず云々

思ふに袁氏は去年以來黨禁を壓服し自己が欲する所を行ひ最近新約法の改定により殆と完全に自己一、大總統の位置と權利とを確保したるを以て先づ亂黨及び亂事加担者の罪を許し人心を和らげんとするに非ざるならんや、之は好き思付なり然れども我等をして言はしむれば此等未輩を許す程ならば何故に更らに一步を進め彼の海外に散在せる所謂亂黨首領の罪を寛するの度を示せざるや、今此の恩典に洽し得るは如何様にも成る輩のみ、聞く政府の要人某は現時佛國に在る亂黨巨子蔡元培、汪兆銘等の罪を免し之に留學費を供するの舉ありと、斯くて招撫の効を擧ぐる事を得ば袁政府萬歲云

▲黨人の開復と滿人の起用
近時の政界、徐世昌の國務卿に就任後、一に於て我等に奇異の感觸と注意を喚起せしめし二問題あり、即ち一は黨禁の半解除にして、二は滿蒙殊に滿人の起用是なり、知らず惡魔の權化と稱せらるる、袁政府は何の爲せる所ありて此の殊勝らしき舉を感ぜざるか

▲黨人の開復と滿人の起用
近時の政界、徐世昌の國務卿に就任後、一に於て我等に奇異の感觸と注意を喚起せしめし二問題あり、即ち一は黨禁の半解除にして、二は滿蒙殊に滿人の起用是なり、知らず惡魔の權化と稱せらるる、袁政府は何の爲せる所ありて此の殊勝らしき舉を感ぜざるか

▲黨人の開復と滿人の起用
近時の政界、徐世昌の國務卿に就任後、一に於て我等に奇異の感觸と注意を喚起せしめし二問題あり、即ち一は黨禁の半解除にして、二は滿蒙殊に滿人の起用是なり、知らず惡魔の權化と稱せらるる、袁政府は何の爲せる所ありて此の殊勝らしき舉を感ぜざるか

營業種目
輸入 綿糸 綿布 雜貨
輸出 棉花 肥料 絹綿麻布

紅 伊藤洋行
上海福州路十五號
電話 三三九八

紅 伊藤洋行
漢口露租界馬路街五十八號
電話 租界 二一八
支那町 一八

本支店
大阪、神戸、京都、東京、一宮、京城、上海、漢口、馬刺尼

東京海上保險會社
明治火災保險會社
日本火災保險會社
共同火災保險會社
東京火災保險會社

代理店
海上三井洋行
(電話 一八一七)

文路第壹號
申込所 山口商店
(電話 三四五九)

高牌店架格莊問

高牌店架格莊問

高牌店架格莊問

▲滿人の起用

已に約法中に清室優待條件及び滿蒙回藏各旗の待遇を規定せる以上滿蒙人を起用したりとて不可思議の事に非ざるべし。然るに徐世昌の就任即ち支那紙の傳ふ所に據れば袁氏は内務次長に滿人榮勳を任じ更に前清の各部に左右侍郎を設け滿漢人を併用せる例に依り各部に次長二人を設け滿人數人を任せん。又慶親王、溥儀、倫貝子、那桐等滿人十五人は不日要職に任せらるべしと報せり而して政府の機關紙は「五族共和」ある題下に滿人起用を賛して曰く

清漢遜位してより五族一家なり所謂滿蒙回藏なる者は一歴史上の遺名に過ぎずして復た彫城の見せず彼の滿清と分つ者は五族平等の旨に合せざるなり、即ち國家の用人も當に其才と不才とを問ひ其漢滿たるを問ふべからず、人民の此の問題に對する此の旨を抱くべし、若し數年前の眼光を以て今日の時局を窺はゞ之を失するを以て遠し、云々

此に由りて滿人起用の事實なるを確かにしたり、而て此に對する南方の輿論は如何に中立派の申報は「滿人黨人の開復」と題して曰く

黨人の開復と滿人の起用は新政府最新の政策なり、黨人にも人たあり、滿人にも用ゆべきもの無きにあらず、此策原より非と爲すにあらざるも其中不同あり開復と起用なり、開復は其既往の罪を究め、起用は將來の功を策するあり故に開復の關係は小にして起用の關係は大なり、今や慶王那桐の輩を起

用し之を要職に任せんとす慶王等しや知る可からず、故に其勢力は決して割減せられたるに非らずして一時各地に分散して官軍の大兵を避けしと云ふ形式なきに非らず、然るに政府側に在りては不相變欺賄の誇張の勝利電報を公にしつゝあり、即ち

然り、滿人の起用は黨人の開復以上民國の將來に影響せん我等は滿人の起用が徐世昌出山後あるが故に多大の注意を以て其將來を視んと欲する者なり

白狼は漸次其の輕快後速の行動と蹂躪剝掠の範圍を縮少せられつゝあるが如し殊に狼軍の主力が陝西を去り甘肅に入りてより其地勢と行軍の必要とより其の部隊を分たざるを得ざるに至りしか如く爲めに渭南各地を席捲せし當時の勢なきは事實なり、從つて狼軍が政治的色彩を帯び、現政府顛覆の要素たるべしなどの諸説は殆んど一顧の價値なき空論に過ぎざるものとの可憐の如し、然れども狼軍は只大部隊の行動を小部隊に改め各地に分散せるにより甘肅の内

甘肅に入る白狼

政府の大軍が集注せらるゝにつれ白狼は漸次其の輕快後速の行動と蹂躪剝掠の範圍を縮少せられつゝあるが如し殊に狼軍の主力が陝西を去り甘肅に入りてより其地勢と行軍の必要とより其の部隊を分たざるを得ざるに至りしか如く爲めに渭南各地を席捲せし當時の勢なきは事實なり、從つて狼軍が政治的色彩を帯び、現政府顛覆の要素たるべしなどの諸説は殆んど一顧の價値なき空論に過ぎざるものとの可憐の如し、然れども狼軍は只大部隊の行動を小部隊に改め各地に分散せるにより甘肅の内

又七日發西安電報に據れば

趙剛(河南護軍使)は已に白狼を追ふて甘肅省境に至れり、目下甘肅の安定縣には大部隊の匪三萬人ありて省城に向つて進迫せんとしつゝあり

此等の諸電報を綜合すれば白狼の勢は從前の盛なきも政府者流の言ふが如き微弱のものとなりしにあらざるは確實なり、而かも甘肅の回教匪及び土匪所在に起りて之に應せんとするものあらば甘肅の形勢は頗る危急に浜せりと云ふべし、政府は猶一味誇張の報道を致して民を愚にす、斯の如くんば白狼の討平は百年河清を待つる類に反つて自ら其の禍を大にせんのみ、

中華新約法(上)

前號に登載せる「所謂新約法」は本誌原稿締切當日迄に改修せる新約法の正文を得る事能はざりしに因り取り敢はずロイタル電報其他支那電報等を綜合して譯載せるものなれば正文を以てし誤差遺漏あるを以て茲に正文を得たれば之を載せ正誤に代り讀者諒せられ

第一章 國家

第一條 中華民國は中華人民より之を組織す

第二條 中華民國の主權は國民全體に本づく

第三條 中華民國の領土は從前帝國所有の疆域に依る

第二章 人民

第四條 中華民國人民は種族階級宗教の區別無く法律上均しく平等と爲す

第五條 人民は左記各款の自由權を享有す

一、人民の身體は法律に依るに非ずんば逮捕拘禁審問處罰するを得ず

二、人民の家宅は法律に依るに非ずんば侵入或は搜索するを得ず

三、人民は法律の範圍内に於て財產及營業を保有するの自由を有す

四、人民は法律の範圍内に於て言論著作刊行及集會結社の自由を有す

五、人民は法律の範圍内に於て書信秘密の自由を有す

六、人民は法律の範圍内に於て居住遷徙の自由を有す

七、人民は法律の範圍内に於て信仰の自由を有す

第六條 人民は法律の定むる所に依り立法院に請願するの權あり

第七條 人民は法律の定むる所に依り法院に訴訟するの權あり

第八條 人民は法律の定むる所に依り行政官署に訴願し並に平政院に陳訴するの權あり

第九條 人民は法律の定むる所に依り任官考試及公務に従事するの權あり

第十條 人民は法律の定むる所に依り選舉及被選舉の權あり

第十一條 人民は法律の定むる所に依り納稅の義務あり

第十二條 人民は法律の定むる所に依り兵役に服するの義務あり

第十三條 本章の規定にして陸海軍法令及紀律と相抵觸せざる者は軍人に之を適用す

第十四條 大總統は國の元首にして統治權を總攬す

第十五條 大總統は中華民國を代表す

第十六條 大總統は國民の全體に對

第三章 大總統

第十四條 大總統は國の元首にして統治權を總攬す

第十五條 大總統は中華民國を代表す

第十六條 大總統は國民の全體に對

<p>上海本日本保險株式會社</p> <p>諸積立金 貳百參拾萬圓</p> <p>資本金 三百萬圓</p> <p>上海支店</p> <p>號九第A路口漢界租英海上</p> <p>(番六五三一話電)</p>		<p>日本郵船株式會社</p> <p>除其他日本各港深洲印度朝鮮支那等諸航路外</p> <p>上海出帆</p> <p>歐洲行 二週一回</p> <p>米國行 二週一回</p> <p>香港行 一週一回</p> <p>日本行 一週二回以上</p> <p>日本郵船會社</p> <p>上海支店長</p> <p>石井 徹</p> <p>大北汽船會社</p> <p>大北鐵道會社</p> <p>店代理</p>
--	--	---

第十七條 大總統は立法院を召集し開會會閉會を宣告す、大總統は參政院の同意を経て立法院を解散す但し須らく解散の日より起りて六ヶ月以内に新議員を選挙し並に之を召集すべし

第十八條 大總統は法律案豫算案を立法院に提出す

第十九條 大總統は公益を増進する爲め或は法律を執行し或は法律の委任に基き命令を發布し並に之を發布せしむるを得但し命令を以て法律を變更するを得ず

第二十條 大總統は公安を維持する爲め或は非常の災害を防禦するに事機緊急にして立法院を召集し能はざる時は參政院の同意を経て法律と同等の効力を有する教令を發布するを得但し須らく次期立法院開會の始に於て追認を請求すべし、前項の教令は立法院が否認したる時は嗣後即ち其の効力を失す

第二十一條 大總統は官制官規を制定し大總統は文武職官を任免す

第二十二條 大總統は開戦購和を宣告す

第二十三條 大總統は陸海軍の大元帥となり全國の海陸軍を統率す、大總統は陸海軍の編制及兵額を定む

第二十四條 大總統は外國大使公使を接受す

第二十五條 大總統は條約を締結す但し領土の變更或は人民の負担を増加するの條款は須らく立法院の同意を経べし

第二十六條 大總統は法律に依りて戒嚴を宣告す

第二十七條 大總統は爵位勳章並に其他の榮典を頒給す

第二十八條 大總統は大赦特赦減刑復権を宣告す但し大赦は須らく立法院の同意を経べし

院の同意を経べし

第二十九條 大總統故に因り職を去り或は視事する能はざる時は副總統が代つて其の職權を行ふ

●第四章 立法

第三十條 立法は人民選舉の議員を以て組織する立法院之を行ふ、立法院の組織及議員選舉の方法は約法會議より之を議決す

第三十一條 立法院の職權左の如し

一、法律を議決す

二、豫算を議決す

三、公債募集及國庫負担に關するの條件を議決し或は承諾す

四、大總統の諮詢事件に覆答す

五、人民の請願事件を收受す

六、法律案を提出す

七、法律及其他事件に關する意見の大總統に建議すべきものを提出す

八、政治上の疑義に關し大總統の覆答を要求することを提出す但し大總統が須らく秘密に付すべしと認めたる者は之を覆答せざるを得

九、大總統議決行為ある時に對しては總議員五分の四以上出席の上出席議員の四分の三以上の可決を以て彈劾訴訟を大法院に提起す、前項第一款より第八款に於ては第二十五條第二十五條第二十八條第二十五條第五十七條の事件の表決は出席議員過半数の同意を以て之を行ふ

第三十二條 立法院毎年召集の會期は四月とす閉會期に於ても臨時會を召集するを得

第三十三條 立法院の會議は須らく之を公開すべし但し大總統の要求或は出席議員過半数の可決を経たる時は之を秘密にするを得

第三十四條 立法院議決の法律案は大

總統より公布施行す、立法院議決の法律案を大總統否認する時は理時來るべし、然れども此の結果を得るは決して革命に據りて行はれざるを得、如し立法院出席議員の三分の二以上尙は前議を執り而して大總統内治外交に重大の危害あり或は執行に重大の障礙ありと認めたる時は參政院の同意を経て之を公布せざるを得

第三十五條 立法院の議長副議長は議員より之を互選し投票總數過半数の得票者を當選す爲す

第三十六條 立法院議員の院内に於ける言論及表決は院外に對して責任を負はず

第三十七條 立法院議員は現行犯亂内亂外患に關する犯罪を除く外は會期中立法院の許可を経るに非ずんば逮捕するを得ず

第三十八條 立法院法は立法院自ら之を定む (未完)

英國支那協會 告報 (上)

英國支那協會即チチャイナ、アソシエーションの一九一三年一九一四年報告を見るに與味ある事項多きを及ぶに其の要領を摘譯す

●支那形勢 先づ支那に於ける善惡事象に對するの觀察を叙述し、終に國會に於ける支那問題の現狀を叙述し、支那の將來に關し其の所見を述べ居り、即ち左の如し

「今日迄の形勢を綜合したる上支那は先づ專制に始まりて極端なる民主となり、而して民主より、ドイツ、イタリーの支配を受け、終に最初の獨立點に戻り、一の圓形を週し、又復た同じく之を繰返し居れり」と

▲鐵道 袁世凱政府の開明的にして進歩的なるの証左として本會は左の如く記述し得べし、即ち最近六個月間に於て過去十年間に於けるよりも多くの鐵道の利權を允許せる事あり

▲財政 財政は袁世凱政府の弱點として繼續すべく、しかも久しく繼續

勿論其の多くは外國のシンジケートに允許せられたるも之に對し何等の嫉視する所あらざりしなり、揚子江流域並に南支那に於ては多くの鐵道線路を布設するの餘地あり、而して英國の技師及び製造家は今後廿年間には此等の線路の爲め仕事を繼續するを得べし、而して此等の線路たる支那の西部に於て自耳義及び佛蘭西のシンジケートの從事し居るものよりも更に有利のものなり、實業借款に於ては、コンソーチアムを既に解散したる以來鐵道に關して再び勢力範圍を再出せしめたり、此の如くにして揚子江流域に於て英國政府は英國の事業を在来よりも擴張するの方策を採用するに至らん事を希望す、又更に一の満足すべき特徴は支那の中央政府が鐵道國有に關し各省の反對に打勝り得たる事なり、湖南湖北に於ける鐵道會社を買收し、此等に各會社が在来建設したる部分を鄂漢及び川漢各省の幹線に併合し、曾て此の事爲めに第一次革命の原因たりし、兩省人民の反對の若無となりしは其の一例なり、又た江蘇鐵道に關しても久しく英國の滬杭甬鐵道契約妨害たりし江蘇鐵路公司も亦た買收せられたり、而して浙江鐵路公司も近く買收せられんとし居り、此に於てか上海より寧波迄の鐵道は英國の利權たるに至るべし、而して此の鐵道は上海の城内を經出して上海南京鐵道と連絡し得るに至るべきなり、又た揚子江の北岸に於ても浦信鐵道の契約已に成立し英國の技師之を建設せん、此の線は南京に於て揚子江のある爲め之を渡船に於て連結し上海漢口間の直線となすべし、

大日本麥酒株式會社釀造

ルービヒサア



代理店 上海三井物産會社

法界呂班路三三三

純牛乳

愛光社

電話貳壹七五番

するの恐れあり、一九二二年に唐紹儀が支那政府善後爲め要すべしと豫算せる金高即ち五六千萬磅は其の後事實上證明されし如く到底頗る不十分なりしなり、此の内二千五百萬磅は五國借款團により一九二三年四月引受け公債を發行募集し、支那政府の手に取二百萬磅ありたり、此の内一千二百萬磅は其の當時外國に支拂ふべき負債償却の用に供せられ其の餘は支那政府の經常費及び一九二三年の争亂の爲め要すべし軍事費として費消せられたり、故に幣制改革、濫發紙幣回收、等何等の幣制改革も行はれ居らず、而して之を行ふ爲め財政部の豫算に據れば二千萬磅を要すとなしあり、此の外國債債券及び他の短期債券約一千一百萬磅は今今は之を償却し能はずして期限は過したるに居り、然して之を償却する資金の籌備なし、故に昨今に迫迫まりて少なくとも二千五百萬乃至三千萬磅の第二次善後借款を要する事あり、五國借款團との交渉は行はれ居れども其の成立に困難なる事情あるもの、如し、第一に支那の財政上の信用は現に其の公債の下落に徴して明白なる如く頗る減少したる事第二に支那は抵當物として提供すべきものなき事に原因するもの、如し若し五國借款團との交渉失敗に終れば支那との貿易に最も多くの特利關係ある列國政府殊に英國政府は此に於てか支那の形勢に關し大に考慮と注意を拂ふ必要を生ずるなり、今日の支那の地位たる最早叛亂絶時列國が滿州政府を助くる事を拒絶し當時の危機と同一に論ずべきにあらざる、袁世凱政府たる一般の承認に基く唯一の可能的政府なり、今日要する所のものは支那の制度改革を行ひ革新されし政事の下に支那を

救助すべき力を支那に與ふる爲めの資金なり、若し之をなさざれば其の結果は支那に於て兵變、土匪の争亂貿易の不振其他無限の不利を各方面より招致すべきあるのみ、一道の光明、即ち支那に回復らしと革新的方法の將に認めらんとし居る事之れなり、此等の主要なるものはサー、リチャード、デーソンの職務改革の既に善々進捗し居る事の一のみ、鹽生着區域の二箇所のみは既に改革に着手したり、即ち直隸省の長蘆並に江蘇省の江淮これなり、此の二區域に於ける一九一四年の収入のみにて現在の善後借款の利子を支拂ひ得てなほ且つ餘剩あり、又た海關の一九一三年に於ける収入も一九一二年に比し増加し、その増加の額は約四百萬兩なり、而して現實的五分稅に其の稅率を改正する事は當然の事なるが、若し此の改正にして實行されんか、更に一百萬兩の増収を見るべし、又た之れと同時に陸境の稅關に於ける稅率の在來輕減せられ居る分にして海關率と同様とせられし事なくとも鐵道によりて連絡せられ居る地方に實行せられんとするの機會もあるべし、これ若し實行せられんか、稅關の收入増加の額少からざらんべしなり、而して最後に各省より中央政府へ送らるべき金も増加の徵あり此の各省よりの送金高は滿州政府時代に比し頗る少額なるも、此の如き送金あるは即ち袁世凱の勢力が今も各省によりて認められたると同時に各省が革命争亂以後漸く其の影響より恢復しつつあるを示し來らんとするを見るに足る、此の外満足すべき現象は鐵道より收入の増加にして、殊に上海南京鐵道及び津浦鐵道に於て之を見居れるの一事なり (未完)

支那に於ける電信電話及無線電信

香港駐在米國領事官ロウケ、イー、アンダソン氏に支那に於ける電話及び電信の發達殊に各省及び各都市間に於ける電話の發達は近き將來に於て一定の狀態あり、その原因は財政上に存するなり左の如く支那に於ける電信及電話に無線電信に關し報告する所のあり

電信 借款契約に基ける電信線の布設計劃線は革命の争亂以來各地の不穩、不秩序等の爲め工事の進捗を妨げられたる場所多きも支那政府當初の計劃頗る規模の大なるを見た、過去二年間に於て電信線の延長

湖南省 湘江—永州線
河南省 周家口—韓州—
(Handaw)線
安徽省 高州—肇慶—(Relins)線
廣東省 廣州—肇慶—(Relins)線

又た陝西及び山西兩省に於ける南北線に於ても工事進捗し、廣東省及び廣西省にても延長線出來し、福建及び江西兩省間に連絡線も出來たり、最近に於ては大陸電信會社即ち (Eastern Extension Company) は香港の對岸九龍より九龍廣東鐵道の支那領土と接し居る境界線迄を架設し終り而して支那政府は之を廣東と連絡せしめたる香港、廣東間に電信線線完成すれば電線、廣東間に電信線三を有する事となるあり借款契約に基く豫定架設計劃は左の如し
一九一四年
一、九一四年 雲南省興義—雲南省廣南線
四川省成都—甘肅省各地線
貴州省貴陽—順寧線
雲南省普洱—順寧線
廣西省慶遠—貴州省貴陽線

又た同年中に蒙古に於ける庫倫科布多間の電信線及び西藏の前藏、後藏間各地の電信線の測量に従事する事
一九一六年
内外蒙古延長線
又た山西省廳長線
又た山西省省城及甘肅省寧夏間、甘肅、青海蒙古及び前藏間、伊犁、庫車間の電信線の計劃をなす事、
又た西北各省の電信線の改修をあり、又た西北各省の電燈及び電話の改良を計る事

右の計劃中何程の部分が實行せらるべきかは只今より豫知する能はず而して過去三年間に於て爲されし所と雖も紙上の報告にては完成せられ居れども實際は然らざるものあり、政府の殊に交通部の當局者に變更ありし爲め到底の豫定の如くに行はれざりしあり、しかし此の如く不行の事情あり割合に工事の進捗を見れば又た此等の工事たる外國人技師の監督の下に行はれ居る故時日は要するならんも計劃は實行せられ得る事と信せられ居り

又た支那の當局者間には支那に於て電信、電話及び電燈並に其の動力等の材料製造の計劃もあり、今や支那政府の代表者は目下此等材料製造事業研究の爲め海外に在り、而して右の工廠に一九一四年間に設立し一九一五年に之を擴張して無線電信の一切の材料の製造を行はんとする計劃なりと云ふ、但し右の計劃は財政の狀態により變更するべきものとす

電話擴張の爲め支那政府は電話を電信の附隨として使用せしむるの策を取らんとして居り、例へば目下電信局より電信を電話に於て該地方に轉送するにあり、而して最近二年間に於て電話は頗る發達を示したり、即ち浙江省及び江蘇省内に於て上海、雲南、陝西、湖南、山東各省にても湖北、貴州及び廣西省にても設けられんとす、而して今後二年間内には更に貴州、雲南、四川、甘肅各省に於て擴張せんば架設せらるべしとの案なり

困難なるべしと云ふ、而して最近各地殊に香港附近の各地に於ては其の改良を行ひ居り、故に支那の財政狀態その他が好況なり、故に無線電信事業の擴張は期待し得べし

▲無線電信 支那政府は目下動力の強弱を異にせる各種の無線電信機を試験しつゝ各所に無線電信局を設け居り、即ち北支那、支那沿岸及び南方支那に於て殊に北京、天津、漢口、上海、廣東、瓊州に設立し、廣東省には其の本局と十二の分界各國に見るが如き各都市間に電話局とあり、又た其の技師養成所を廣東に置き、西部支那に於て陸軍部

管理の下に各所に之を設け居り、更らに有力にして強き動力を有するものを支那沿岸に設けんとし居りて北京、漢口、上海、汕頭、廣東をも含み居り又た工事請負も既に契約を準備中にして其の資金出來次第實行せらるべしと云ふ、目下の右の計劃は一千五百英里のレディアス有すべきの事なり、又た張家口にもブラタス島にも之を置く筈にしてブラタス島は香港の南約六百英里に在る小島なり、此の地には觀測所の爲め船舶の航海保護の目的にて設立するなりと云ふ (完)

第四十條 鑛業の申請に對して許可せし時は鑛務監督署長は直ちに申請人に通知を爲す
申請人は前項の通知を受けた日より起算し二ヶ月以内に鑛業登記條例に照して登記費を納付すべし
登記費は代理人又又は書留郵便により納付するを得し
又又は書留郵便と爲す時は第五條の規定を準用すべし
登記費を納付する時は須く第一項の通知書を添へ呈出すべし
第四十一條 凡る鑛業權の設立又は變更に因り前條の規定に依る登記費を納付したるものは鑛務監督署長に於て直ちに登記の上鑛業認可證を給與し又は交換すべし
前項の鑛業認可證を採鑛、探鑛の二種に分ち採鑛認可證は農商總長により申請案を認可する時は許可文を附して鑛務監督署長に交付し轉交す探鑛認可證は鑛務監督署長より交付す
凡る鑛區合併或は分割に因る鑛業權設立の申請者、鑛區變更に因る

鑛業條例施行細則 (四) 前條に三三の誤植

に係る蒙古邊境鐵道ウエルホウウチン
スクより恰克圖に達する一線は既に
議會の提出し委員會を通過せしが該委
員長の聲明する所に依れば原計畫
トローチク線に比し三百二十五
萬ルーブルを減じ二千三百七十四萬
ルーブルにて建築し得べくウエルホ
ウチンスク及トローチクは共に西北利亞
鐵道の一驛にして前者は後者は比し
繁華ならざるも新線經過の地
は露國人の居住するもの多く亦開
路開の兩河流域に屬し殊に豊饒なり
と云ふ

礦山彙報

●江西餘干炭礦近況 餘干
礦は前清時代より資本十數萬を投じ
革命後更に數萬元を増資せるも猶一
日の産額六百匁に過ぎず收支償はざ
りしが現任理事たる徐楊兩君の經
營により一日千四百匁を產出するの
に至りたれば一方には南昌の各商店
と聯絡し又一方には支店を月額三千
元にて節減し百餘三十五元にて月六七
萬の餘利を見るの計算を立て得たり

●銅官山支那紙 某支那新
聞の記載する處によれば銅官山の鐵
礦を抵當とし前安徽省都督柏文蔚の三
井より借入れたる二十萬圓の借款は
今年六月一日に礦山を交付せざれば
元利償還の義務あり農商部は之を亦
安徽省の負擔に歸せんとし都督も財政
困難を理由として支拂はんとする
意なきが如し斯くしては遂に外人の乘
ずる所なるの恐あり云々とあり

●礦務署長赴任 杭州來信に
曰く第三區(江蘇浙江安徽)礦務署
長黃群は赴任の準備漸く成り五月四
日北京出發七日南京に着き礦務署
を日本の高等審判廳跡に置き執務の用
意整ひたる後管内を一巡すべしと

借款彙報

●東三省借款成立せん 東
亞ロイド北京電報(六日發)によれば

●第二次借款の其後 正式
交渉は先月初め第一回を行ひたるの
みにて未だ第二回交渉なし但し時々
銀行團と財政部委員と往復し準備に
餘念なきもの、如し四月二十八日周
財政總長は滙豐銀行に赴き銀行團代
表と會見したるが周總長は語らなく
幣制改革紙幣回收及び短期内外債償
還の方法に關しては目下政府に於て
研究中なれば未だ正式に交渉を開く
能はざるも近日政府の調査する所
には當初の要求金額二千五百萬磅を
必要とせる模樣となれば金額減少し
るべきに言を待たざり云々と述べ
當日承認を得たり又鹽稅收入は外債
の担保として充當するべき金額以外
に猶餘落れば之を支那政府の行政
費中に繰入るゝことに就き提議あり
たるを以て銀行團はデーソン氏と協
議の上追て承認すべしと答へたり

●政事堂組織令 五月
政事堂組織令は去る三日已に大
總統命令を以て發布せられたるが其
の條文左の如し
第一條 政事堂は行政を統一す大總
統府内に政事堂を設く
第二條 政事堂は左の各局所を以て
之を組織す
法制局、銓叙局、主計局、機要局、
印鑄局、司務所

第三條 各局所の官制は別に之を定
む
第四條 政事堂は約法に依り國務卿
一人を設け大總統の政務を贊襄せ
しむ
第五條 國務卿は大總統の命を承け
政事堂の事務を監督す大總統發布
の命令は國務卿に副署す
第六條 政事堂は左右丞を設け國務
卿を贊助し政事に與聞せしむ
第七條 政事堂は職員を左の如く設

局長(五名)參議(八名)所長(一
名) 各局長は本局の事務を管理
し所屬職員を監督す
第九條 政事堂會議は法合を審議す
第十條 所長は庶務を管理す
第十一條 各局所は應に參事會事等
を設く可し其の職掌は各局所官制
を以て之を定む
第十二條 本令は公布の日より施行

●各省鹽稅增收額 鹽稅
增收辦法開始後即ち昨年十月一日よ
り本年三月末迄に至る最近六ヶ月間
の鹽稅增收に對する各省鹽運使權運
使の報告によれば左の如し
增收額 地名 增收額
奉天 一、八〇〇、〇〇〇元
山東 一、七〇〇、〇〇〇元
河南 一、五〇〇、〇〇〇元
廣東 一、四〇〇、〇〇〇元
雲南 一、三〇〇、〇〇〇元
長蘆 一、二〇〇、〇〇〇元
兩浙 一、一〇〇、〇〇〇元
河東 一、〇〇〇、〇〇〇元
四川 九〇〇、〇〇〇元
雲南 八〇〇、〇〇〇元

●福建の禁煙祝賀 五日一日
福州來信によれば福建省内阿片栽培
禁絶と共に英國公使は印度阿片を同
省内に輸入せざるに同意し五月一日
の爲め五萬元の阿片及附屬品を群
衆慶祝の前に燒拂ひ盛大なる祝賀會
を開けり

●中日實業の支那側代表者
回滬 前日に中日實業株式會社
の株主總會を東京に開ける際支那側
株主を代表して東京に向ひたる上海
總商會總理周金成同朱傑三、及び同
會議董印錫章協理周壽田の諸氏は首
尾よく總會にて協議を終はり其使命
を果し去る六日入港の地洋九にて回
滬したり

●浙江産の茶の繭 浙江省
に於ける茶の產出地は衢州嚴州紹興
等なるが此中今年衢州嚴州紹興
は最も悪しと稱せし其相場は毎
斤四十元より四十六七元にして之
より下落するに到らざるべしと繭は
出ある由なるが本年は播立甚だ好く
其後の経過亦良好なれば豊作なる
べしと

●英商之鷄卵買入所 英商ハ
ツチン、コンパニーは安徽江蘇兩
省に四十六個處の鷄卵買入所を設け
此項江北に於ける鷄卵等數千萬個
を買入たるに各所の厘金局は各其稅
率を異にし銀銅換算率も同じからざ
るを以て江蘇銅稅廳に請ひ稅金全部
を一時に完納するの許可を得たり之
に對し支那商は外國商人に此の如き
の特權を賦與する可なり寧ろ不正
なる厘金局員を處罰するに如かず
非難し居れり

●蘇州出巡期之軍隊派遣
江蘇都督は四日禁衛軍一隊聯隊を蘇
州管下に派遣し蘇の出まはり期節に
際し蘇商を保護すべしと云ふ

●米國東洋艦隊の司令官更
迭 米國東洋艦隊司令官更迭シロ
ン少將に代はれり

●羅澤男の一行 東洋汽
船會社汽船地洋丸にて吳淞に着した
る男爵羅澤榮一氏、令息羅澤武之助
氏、隨行員明石照男氏、秘書後増田
明六氏、秘書大澤正道氏、醫師堀井
宗一氏、野口米次郎氏、堀江傳三郎
氏一行、同行日本米麥酒會社社長
越谷平氏、同隨行仲田慶三郎氏、同
氏隨行生命保險會社社長尾高次郎氏、同
氏隨行白岩龍平氏、日清汽船會社支
店長角田隆郎氏は小蒸船アレキサ
ンドラにて翌六日午前九時二十分稅
關碼頭より上陸し後一同アムステル
ダムへ入り而して羅澤男一行は
同夜日本人俱樂部に於ける官民有志
の歡迎會に臨み七日午前八時當地地
汽車にて杭州に向ひ同地見物の上八
日夜蘇州へ向ひ同地見物の上九日夕

●米國東洋艦隊の司令官更
迭 米國東洋艦隊司令官更迭シロ
ン少將に代はれり

●羅澤男の一行 東洋汽
船會社汽船地洋丸にて吳淞に着した
る男爵羅澤榮一氏、令息羅澤武之助
氏、隨行員明石照男氏、秘書後増田
明六氏、秘書大澤正道氏、醫師堀井
宗一氏、野口米次郎氏、堀江傳三郎
氏一行、同行日本米麥酒會社社長
越谷平氏、同隨行仲田慶三郎氏、同
氏隨行生命保險會社社長尾高次郎氏、同
氏隨行白岩龍平氏、日清汽船會社支
店長角田隆郎氏は小蒸船アレキサ
ンドラにて翌六日午前九時二十分稅
關碼頭より上陸し後一同アムステル
ダムへ入り而して羅澤男一行は
同夜日本人俱樂部に於ける官民有志
の歡迎會に臨み七日午前八時當地地
汽車にて杭州に向ひ同地見物の上八
日夜蘇州へ向ひ同地見物の上九日夕

●羅澤男の一行 東洋汽
船會社汽船地洋丸にて吳淞に着した
る男爵羅澤榮一氏、令息羅澤武之助
氏、隨行員明石照男氏、秘書後増田
明六氏、秘書大澤正道氏、醫師堀井
宗一氏、野口米次郎氏、堀江傳三郎
氏一行、同行日本米麥酒會社社長
越谷平氏、同隨行仲田慶三郎氏、同
氏隨行生命保險會社社長尾高次郎氏、同
氏隨行白岩龍平氏、日清汽船會社支
店長角田隆郎氏は小蒸船アレキサ
ンドラにて翌六日午前九時二十分稅
關碼頭より上陸し後一同アムステル
ダムへ入り而して羅澤男一行は
同夜日本人俱樂部に於ける官民有志
の歡迎會に臨み七日午前八時當地地
汽車にて杭州に向ひ同地見物の上八
日夜蘇州へ向ひ同地見物の上九日夕

●米國東洋艦隊の司令官更
迭 米國東洋艦隊司令官更迭シロ
ン少將に代はれり

●羅澤男の一行 東洋汽
船會社汽船地洋丸にて吳淞に着した
る男爵羅澤榮一氏、令息羅澤武之助
氏、隨行員明石照男氏、秘書後増田
明六氏、秘書大澤正道氏、醫師堀井
宗一氏、野口米次郎氏、堀江傳三郎
氏一行、同行日本米麥酒會社社長
越谷平氏、同隨行仲田慶三郎氏、同
氏隨行生命保險會社社長尾高次郎氏、同
氏隨行白岩龍平氏、日清汽船會社支
店長角田隆郎氏は小蒸船アレキサ
ンドラにて翌六日午前九時二十分稅
關碼頭より上陸し後一同アムステル
ダムへ入り而して羅澤男一行は
同夜日本人俱樂部に於ける官民有志
の歡迎會に臨み七日午前八時當地地
汽車にて杭州に向ひ同地見物の上八
日夜蘇州へ向ひ同地見物の上九日夕

●羅澤男の一行 東洋汽
船會社汽船地洋丸にて吳淞に着した
る男爵羅澤榮一氏、令息羅澤武之助
氏、隨行員明石照男氏、秘書後増田
明六氏、秘書大澤正道氏、醫師堀井
宗一氏、野口米次郎氏、堀江傳三郎
氏一行、同行日本米麥酒會社社長
越谷平氏、同隨行仲田慶三郎氏、同
氏隨行生命保險會社社長尾高次郎氏、同
氏隨行白岩龍平氏、日清汽船會社支
店長角田隆郎氏は小蒸船アレキサ
ンドラにて翌六日午前九時二十分稅
關碼頭より上陸し後一同アムステル
ダムへ入り而して羅澤男一行は
同夜日本人俱樂部に於ける官民有志
の歡迎會に臨み七日午前八時當地地
汽車にて杭州に向ひ同地見物の上八
日夜蘇州へ向ひ同地見物の上九日夕

●羅澤男の一行 東洋汽
船會社汽船地洋丸にて吳淞に着した
る男爵羅澤榮一氏、令息羅澤武之助
氏、隨行員明石照男氏、秘書後増田
明六氏、秘書大澤正道氏、醫師堀井
宗一氏、野口米次郎氏、堀江傳三郎
氏一行、同行日本米麥酒會社社長
越谷平氏、同隨行仲田慶三郎氏、同
氏隨行生命保險會社社長尾高次郎氏、同
氏隨行白岩龍平氏、日清汽船會社支
店長角田隆郎氏は小蒸船アレキサ
ンドラにて翌六日午前九時二十分稅
關碼頭より上陸し後一同アムステル
ダムへ入り而して羅澤男一行は
同夜日本人俱樂部に於ける官民有志
の歡迎會に臨み七日午前八時當地地
汽車にて杭州に向ひ同地見物の上八
日夜蘇州へ向ひ同地見物の上九日夕

●羅澤男の一行 東洋汽
船會社汽船地洋丸にて吳淞に着した
る男爵羅澤榮一氏、令息羅澤武之助
氏、隨行員明石照男氏、秘書後増田
明六氏、秘書大澤正道氏、醫師堀井
宗一氏、野口米次郎氏、堀江傳三郎
氏一行、同行日本米麥酒會社社長
越谷平氏、同隨行仲田慶三郎氏、同
氏隨行生命保險會社社長尾高次郎氏、同
氏隨行白岩龍平氏、日清汽船會社支
店長角田隆郎氏は小蒸船アレキサ
ンドラにて翌六日午前九時二十分稅
關碼頭より上陸し後一同アムステル
ダムへ入り而して羅澤男一行は
同夜日本人俱樂部に於ける官民有志
の歡迎會に臨み七日午前八時當地地
汽車にて杭州に向ひ同地見物の上八
日夜蘇州へ向ひ同地見物の上九日夕

電力、電燈、電車、電信、電
話用機械及器具
鐵道蒸汽、鑛山、紡績用
機械及器具
各國電氣會社製電氣機
械及器具
輸入輸出及
製造販賣

廉價提供

十代田組

東京本店
東京市京橋區元數寄屋町四丁目七番地
電話掛橋二二二、三三三、三四四
振替貯金口座番號一九九一四
大阪支店
大坂市北區永樂町二一九
電話東區三三八四、三八四七
九州支店
福岡市東中州二二六
電話西區四六三

歐亞最捷交通線

◎急行列車ハ最新式ノ一、二等
寢臺車及食堂車ヲ聯結致居候

下リ

○大連長春間急行列車

大連發 日、水曜日午後三時二十分 莫斯科行
木曜日 午後三時二十分 聖彼得堡行
長春着、月、金曜日午後七時十分

○滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 土、火、水曜日午後九時五十分
安東發 日、水、木曜日午後四時四十分
長春着 月、木、金曜日午後七時十分

○長春大連間急行列車

長春發 月、木、金曜日午後五時四十五分
大連着 火、金、土曜日午前九時

上リ

○滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、木、金曜日午後五時四十五分
奉天發 火、金、土曜日午前一時二十五分
釜山着 水、土、日曜日午前六時十分

○大連發、急行列車ハ上海着ノ各航路汽船ニ接續致候

歐大	哈爾濱	二十四時間
亞連	莫斯利	十日間
間連	聖彼得堡	十日間
行	倫敦	十二日間
程	倫敦	十二日間半

鐵道旅館

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ
設備完全 食物精選
大連市外星ヶ浦ニハ海岸はてるアリ

(YAMATO)號器報電

大連上海航路

使用船

神戶 九三八七六噸
神戶 九二八七七噸

兩船共船内無線電信局アリ

大連發木、土曜日正午 上海着土、月曜日午前

上海發月、水曜日午前 大連着水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋繋留

速力神戶 九十九海里航海時間三十一時間
神戶 九十四海里航海時間四十一時間

(MANSEN)號略報電

撫順炭

大連、營口、天津、芝罘、

上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常

ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

南滿洲鐵道株式會社

本社 大連市東公園町 ○支社 東京市麹町區有樂町

(MANTETSU) 號略報電 (番九一二連大) 金貯替振